

Vol. 34

静政連 だより

静岡県宅建政治連盟

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 3-18-16 (静岡県不動産会館内) TEL (054) 246-7175 FAX (054) 245-9730

年次大会 終了、30 年度 活動計画・収支予算を承認 【役員改選】 会長に 初澤宣廣 氏、幹事長に 牛田 久 氏 を再任

去る 5 月 30 日、ホテルセンチュリー静岡において、静岡県宅建政治連盟「第 44 回 年次大会」が、従来どおり代議員制にて開催された。平成 29 年度の活動報告・決算報告の承認後、監査報告があり、続いて平成 30 年度の活動計画・収支予算が提案された。議事は滞りなく進み、質疑等特になく、全議案は満場一致で原案どおり可決承認された。(詳細は別途配布した年次大会資料をご参照下さい)

役員改選では、公益社団法人である宅建協会と重複する役員が 3 分の 1 以下になるよう、会則・会則施行細則に基づき行なわれた。その結果、宅建協会の初澤宣廣会長が当連盟会長を兼務し、同会長が指名した牛田 久 常任幹事を幹事長に選任した。



祝辞を述べる来賓 (左より 牧野京夫 国土交通副大臣、宮澤博行 衆院議員、小楠和男 宅建顧問県議団会長)



新役員を代表して挨拶をする 初澤宣廣 会長



議案の提案をする 牛田 久 幹事長

2018・2019年度 新役員体制 決まる！

今回の年次大会では、任期満了に伴う役員改選も同時に行われ、新役員候補者による互選結果を発表、初澤会長、牛田幹事長（本部会計責任者を兼務）をはじめ、12 地区より選任された地区幹事（地区会計責任者）等、下表のとおり満場一致で可決承認された。

宅建協会が公益社団法人であるため、関連するその他の団体との役員の重複を3分の1以内にしなければならず、宅建協会と重複する役員は、正副会長・幹事長・常任幹事（宅建協会各支部長 他）および監査とし、地区幹事12名は、宅建協会役員と重複しない者を別途選任した。

なお、政治連盟は各々の事情を抱える地元地域での活動を重視することから、現状の12地区体制を堅持していく。

2018・2019年度 任期 静岡県宅建政治連盟 新役員（計26名）

○ … 地区幹事（地区会計責任者）

| | | | |
|-----------|----------------|---------------|---------------|
| 会 長 (1) | 初澤 宣廣 (西 部) | | |
| 副 会 長 (4) | 渡邊 照芳 (東 部) | 櫻田 芳宏 (中 部) | 木俣 純一 (西 部) |
| | 宇野 篤哉 (東 部) | | |
| 幹 事 長 (1) | 牛田 久 (中 部) | | |
| 常任幹事 (7) | 藤田 昭一 (東 部) | 石黒 巖 (東 部) | 榎本 光作 (東 部) |
| | 小林 修 (中 部) | 長谷川晃弘 (中 部) | 澤木 光吉 (西 部) |
| | 瀧本 健司 (西 部) | | |
| 幹 事 (12) | ○ 漆田 和久 (伊豆下田) | ○ 中川 幸治 (伊 東) | ○ 村上 達也 (熱 海) |
| | ○ 佐藤 操 (三島田方) | ○ 久保田吉光 (沼 津) | ○ 林 則夫 (駿 東) |
| | ○ 手島 和久 (富 士) | ○ 杉山 和史 (清 水) | ○ 渡邊 久美 (静 岡) |
| | ○ 石川 博敏 (しだはい) | ○ 小田 基浩 (中 遠) | ○ 小松 幹和 (浜 松) |
| 監 査 (1) | 川久保 明 (西 部) | | |

会費こそ当連盟の活動原資です

～会費納入のお願い～

幹事長 牛田 久

このところ首都圏等都市部での景気が上昇傾向にあるとはいっても、なかなかその兆しが地方において実感できるまでに至りません。不動産業は“政策産業”であり、この苦境を打開するためには、不動産関連税制の見直しや土地住宅政策等、世論も味方につけた要望活動が不可欠です。そして、この要望活動によって得られる成果は会員がそれぞれ等しく享受できるものであり、その費用負担についても公平を図らなくてはなりません。

会費こそ正に当連盟の活動原資となるものです。是非、活動内容をご理解いただき、会費納入にご協力下さるよう宜しくお願い致します。年会費は5,000円です。

なお、当連盟のような政治団体は、政治資金規正法により、法人（会社や組合等）から会費を頂くことができません。あくまでも代表者個人の方より納入して頂くこととなりますので、領収書についても代表者個人宛てになりますことをご了承下さい。

ただし、党员登録をした会員が、自民党静岡県宅建支部（職域支部）を通じて同額の年会費を納めて頂ける場合は、法人宛てに領収書の発行が可能です。ご不明な点や詳細につきましては、当連盟事務局または所属地区（宅建協会所属支部）までお願い致します。